

令和4年3月17日

御井キャンパス学生各位

学生部長
木藤恒夫

サークル活動について

福岡県に適用されていたまん延防止等重点措置が3月6日に解除されたことを踏まえ、当面の間、前回の通知文（令和4年1月21日付）の一部（1ヶ月以内に公式戦や定期行事を控えている場合のみ活動を許可する）を削除するとともに、下線部分を変更します。これまでと同様、自覚と責任を持って感染拡大防止対策を徹底してください。

記

(1) 活動許可要件：

- ・既に、または新規に各サークルの特性に応じた感染拡大防止対策（活動人数制限についての実施案を含む）及び感染防止責任者・感染防止担当者の届け出をしていること。（提出した感染拡大防止対策については、再確認し、徹底すること）
- ・活動は、自主練習ではなく、指導者または感染防止責任者・感染防止担当者の参加のもと人数を制限して行うこと。
- ・サークル活動時以外の生活においても、各自で自覚と責任を持って常に感染防止対策を意識すること。（例えば、サークル活動をする2週間前からサークル活動中を通して接客を伴うアルバイトを自粛する。）

(2) 変更日：令和4年3月17日（木）

(3) 大学施設の利用：可（施設使用願を提出すること）

(4) 各種コンパや（家族以外との）会食：禁止

(5) 公式戦や定期行事を除く対外試合や他校との合同活動：原則禁止

(6) 合宿や宿泊を伴う活動：原則禁止

(7) 活動中はマスクを着用すること。ただし、運動中または演奏・演舞中のみマスクを外しても良い。また、室内を使用する場合にはドアと窓を開け換気を行う。

(8) 提出した感染拡大防止対策の不履行や部員に感染者が出た場合、当該サークルの活動停止を命じることがある。

以上